



全社協・地域福祉部 News File No.32

令和2年6月29日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部／全国ボランティア活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

未来の豊かな“つながり”アクション

- 『つながりあいを地域の中に』で生まれた「あやべ式マスクプロジェクト」（京都府・綾部市社協）

全社協からのお知らせ

- 全社協・地域福祉推進委員会「今後の権利擁護体制あり方検討委員会」『日常生活自立支援事業における不正防止のポイント』のとりまとめ（令和2年6月16日）

新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）の実施について」（令和2年6月25日）
- 厚生労働省「令和2年度第2次補正予算を活用した地域におけるつながりづくりの取組の推進について」（令和2年6月24日）

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「第178回社会保障審議会介護給付費分科会」（令和2年6月25日）
- 首相官邸「第9回全世代型社会保障検討会議」（令和2年6月25日）

情報提供・ご案内

- 中央共同募金会「『赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援 全国キャンペーン』への寄付が財務省の「指定寄附金」として全額損金算入が可能に」（令和2年6月19日）

＜配信先＞

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

＜配信元＞

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL:03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

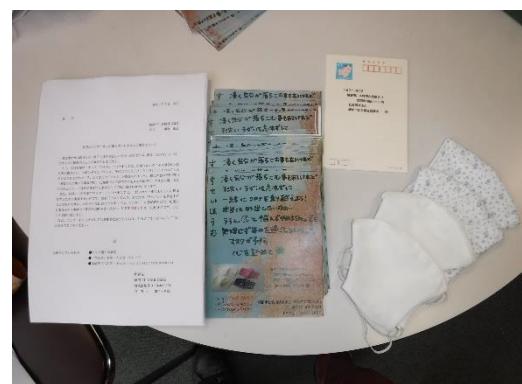
『つながりあいを地域の中に』で生まれた「あやべ式マスクプロジェクト」 (京都府・綾部市社協)

綾部市社協では、新型コロナウイルスによる自肃要請の中、ボランティアやサロンとのつながりが希薄になると考え、町で手に入らなくなつたマスクを手作りし、必要な方に届けるという「マスクプロジェクト」を立ち上げました。これは生活・介護支援センター（通称Gサポ）、生活支援コーディネーターが協働して取り組むもので、たくさんの市民の協力を得て行われました。ボランティアにはニュースレターで、市民にはマスコミで知らせ1,000枚を目標に開始。市民からはマスクの他に布地の寄付もあり、2,000枚を越えるマスクが届けられています。

プロジェクトは三つの密を避けるため、自宅でマスク作りを行い、足りない材料はボランティア同士が届け合うなど、驚くほどの連携の良さとつながりの深さを知りました。

参加された方からは「マスク作りをすることで元気になった」「自分が役にたつことが嬉しい」などの声をいただきました。また、出来あがった手作りマスクは、サロンなどを通じて、高齢者、障害者、生活困窮者の皆さんに届けられています。マスクを手にした方からは「思いがけない贈り物ありがとう」「マスクが無くてどこにも行けなかつた。これからどこでも行ける」などの感想が寄せられています。マスクをお届けする際に、返信はがきによるアンケート（コロナウイルスで困った事）を実施しましたが、その結果を今後のコロナウイルスと共存する地域づくりに活かしていきたいと思っています。

マスクを通じたそれぞれの想いが「つながり」という形で表れて、綾部市社協が目標としている「つながりあいを地域の中に」そのものとなりました。



<https://tunagari-action.jp/>

「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」のホームページ事例の募集

全社協では、「未来の豊かな“つながり”のための全国アクション」のホームページに掲載する事例を以下のとおり募集します。

各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動等をぜひご応募ください。

【掲載したい事例】

新型コロナウイルス感染拡大により、人と人の接触が制約される状況のなかでも、何らかの形で“つながり”を作ろうとする活動

- ・普段からつながっていた人とのつながりを切らないための活動
- ・コロナの影響による失業や休業、休校などで、生活が困窮したりつながりからこぼれてしまい、支援を必要としている人と新たにつながるための活動
- ・日常の範囲の、ほんの小さなことでも、「つながりを大事にしたい」という思いを持った活動 等

【事例紹介の柱】

① タイトル

② 団体名

③ 活動の内容

(記載内容例)

- ・活動を始めたきっかけや思い、活動のねらい
- ・活動の内容、参加者・対象者、場所(対象エリア)、時期・時間、周知方法、連携している団体
- ・活動の際、感染防止のためにやっていること、工夫

④ 活動の効果

(記載内容例)

- ・やってみて「よかったこと」、「難しかったこと」
- ・関わった人からの反応
- ・課題やこれからの予定
- ・“つながり”の活動をしている(しようとしている)人へのメッセージ

⑤ 活動の様子がわかる写真、活動団体等のリンク先

※ 写真除いて 500~600 字程度

※ 上記項目を網羅しなくとも(書ける部分のみで)よい。

【応募方法】

- 上記「事例紹介の柱」を参考に word データで作成し、活動の様子がわかる写真の画像データとともにメール添付にて提出してください。

提出先メールアドレス z-chiiki@shakyo.or.jp

- メールの件名は「全国アクション事例応募(○○社協)」としてください。

【応募締切】

第二次締切:令和2年8月3日(月)

※ 随時、応募を受け付けますが、ホームページ等への掲載の関係上、第二次締切を設けます。

【留意事項】

- ホームページには、活動内容や活動地域等を考慮して掲載しますので、応募いただいた事例がすべて掲載されない場合や掲載のタイミングが前後すること等がありますので、あらかじめご容赦ください。
- ホームページ掲載以外にも本 News File や『NORMA社協情報』等で随時、紹介していきます。

全社協からのお知らせ

全社協・地域福祉推進委員会「今後の権利擁護体制あり方検討委員会」『日常生活自立支援事業における不正防止のポイント』のとりまとめ（令和2年6月16日）

日常生活自立支援事業については、判断能力が不十分な人の権利擁護を担う事業として、とくに厳正な運営が求められているところですが、本事業に関する不祥事が毎年複数発生しており、その中には、複数年にわたって不正が見逃されていたケースも含まれています。

こうした状況を踏まえ、全社協・地域福祉推進委員会「今後の権利擁護体制のあり方検討委員会」では、各社協における業務管理の現状や課題、過去に発生した不祥事の要因等について検討し、令和2年6月16日に、『日常生活自立支援事業における不正防止のポイント』をとりまとめました。

この不正防止のポイントを活用し、市区町村社協事務局長を中心とした日常生活自立支援事業の点検等にお役立てください。

全社協・地域福祉推進委員会「今後の権利擁護体制あり方検討委員会」 『日常生活自立支援事業における不正防止のポイント』の構成

I 日常生活自立支援事業における適正な運営確保の重要性

1. 日常生活自立支援事業の特性
2. 日常生活自立支援事業にかかる不祥事の重大性
3. 適正な運営確保に関するこれまでの取組と課題

II 日常生活自立支援事業における業務監督の考え方

1. 業務監督の全体像
2. 実施社協の事務局長の役割
3. 専門員や担当者を孤立させない環境づくり
4. 各社協の実態を踏まえた主体的な取組の必要性

III 実施社協における内部けん制

1. 実施社協における内部けん制の重要性
2. 不正を起こさせない職場環境づくり～不祥事の予防・発見・対応

IV 都道府県・指定都市社協による業務監督

1. 現状・課題
2. 都道府県・指定都市社協による業務監督のポイント

V 今後の課題

1. 専門員だけでなく、事務局長や管理者も含めた研修
2. 業務の効率化

全社協 地域福祉・ボランティアネットワーク

<https://www.zcwvc.net/>

トップページ > 日常生活自立支援事業 > 日常生活自立支援事業不正防止のポイント

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）の実施について」（令和2年6月25日）

令和2年6月25日、厚生労働省は、令和2年度第2次補正予算で拡充された「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）」の実施要綱を発出しました。

事業内容は、(1)障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業（事業者支援）、(2)都道府県における衛生用品の備蓄等支援事業（都道府県支援）、(3)障害福祉サービス再開に向けた支援事業、(4)障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業の4つです。実施主体は都道府県で、全額国費で補助されます。

社協が実施する障害福祉サービス事業所等に関連する(1)、(3)、(4)の事業のポイントは以下のとおりです。

「(1)障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業（事業者支援）」は、全ての障害福祉サービス施設・事業所等を対象に、障害福祉サービス施設・事業所等が、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要となるかかり増し経費（例えば、衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用や感染防止のための増員のため発生する追加的人件費等）を助成するものです。以下の基準単価と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額が助成額となります（1,000円未満の端数は切り捨て）。

事業所・施設等の種別	基準単価（1事業所当たり）	【参考】社協の事業実施率
居宅介護	115,000円	60.6%
重度訪問介護	188,000円	46.8%
同行援護	65,000円	31.4%
生活介護	757,000円	18.6%
就労継続支援B型	353,000円	13.8%
行動援護	115,000円	11.8%

「(3)障害福祉サービス再開に向けた支援事業」は、障害児者やその家族等の健康や生活を支える上で不可欠な在宅障害福祉サービス等の利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備等の取組について支援を行うもので、①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業、②在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業の2つがあります。

①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業は、令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者に対して以下のような利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域移行支援事業所に助成が行われます。

計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要な対応（感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等）を行う。
在宅サービス事業所における取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 在宅サービスの利用を休止している利用者に対し、必要に応じて相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスを確認（感染対策に係る要望を含む）し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行う。

支給額は、計画相談支援で1利用者あたり1,500円、障害児相談支援で1利用者あたり2,500円、在宅サービス事業所で1利用者あたり2,000円です。

事業所・施設等の種別	基準単価(1利用者当たり)	【参考】社協の事業実施率
居宅介護	2,000 円	60.6%
重度訪問介護		46.8%
同行援護		31.4%
生活介護		18.6%
就労継続支援B型		13.8%
行動援護		11.8%

「②在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業」は、在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所に対して、「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する購入費用等(飛沫防止パネルの購入費や感染防止のための内装改修費等)の助成を行うものです。1事業所あたり200,000円を基準単価とし、対象経費の実支出額を比較して少ない方の額が助成されます。

「(4)障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業」は、障害福祉サービス施設・事業所等及び重度障害者等包括支援事業所に勤務し、利用者と接する職員に対して、以下の2つの要件を満たしている場合に慰労金が支給されます。

要件①:「始期」より令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上勤務している者

※「始期」は、当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日のいずれか早い日(新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」患者を受け入れた医療機関等の所在地の都道府県においては、当該患者を受け入れた日を含む。)とし、第1例目発生日が緊急事態宣言の対象地域とされた日以降の都道府県、又は第1例目発生がなかった都道府県においては、当該都道府県が緊急事態宣言の対象地域とされた日とする。

※年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

要件②:「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員

支給額は、「20万円」又は「5万円」です。利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した障害福祉サービス施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員で、訪問系サービスで実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員や訪問系サービス以外の障害福祉サービス施設・事業所で実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に当該施設・事業所で勤務した職員には20万円が支給され、それ以外の職員には5万円が支給されます。

また、利用者に新型コロナウイルス感染症が発生していない又は濃厚接触者である利用者に対応していない障害福祉サービス施設・事業所に勤務し、利用者と接する職員にも5万円が支給されます。なお、この慰労金は「非課税所得」に該当し、受給権の譲渡・担保・差し押さえが禁止されています。

厚生労働省 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給と新型コロナウイルス感染症対策の徹底支援
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00148.html

厚生労働省「令和2年度第2次補正予算を活用した地域におけるつながりづくりの取組の推進について」(令和2年6月24日)

令和2年6月24日、厚生労働省は、事務連絡「令和2年度第2次補正予算を活用した地域におけるつながりづくりの取組の推進について」を発出しました。

この事務連絡では、令和2年度第2次補正予算の「自立相談支援機関等の強化事業」や「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を財源に、各都道府県の地域の実情に応じて、既存のつながりを再構築し、新しいつながりづくりの環境を醸成していく取組を実施できることが示されています。

「自立相談支援機関等の強化事業」(国庫補助:3/4)については、「生活困窮者が新型コロナウイルス感染症である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成」として、補助者を配置し、以下のような取り組みを行うことが可能とされています。

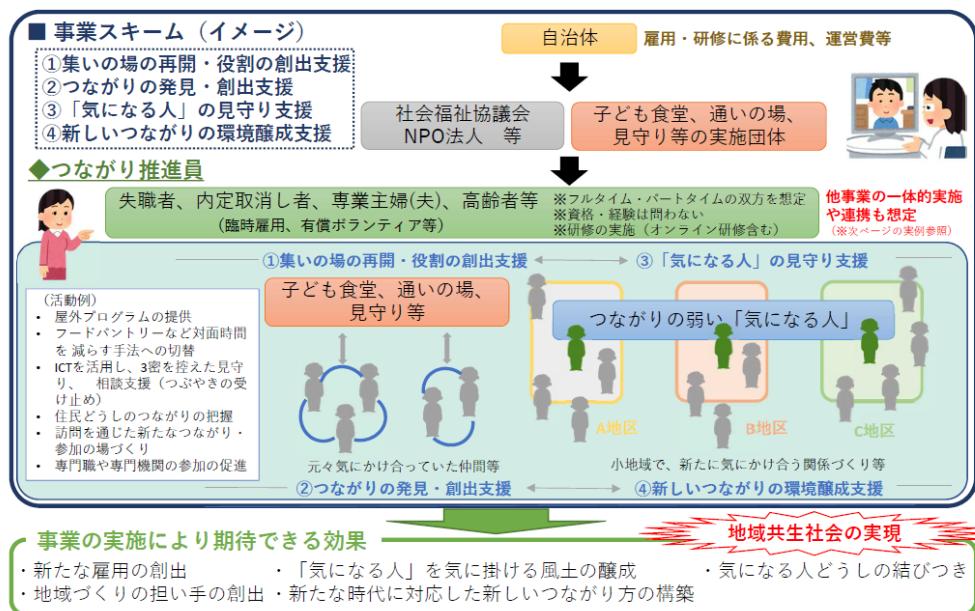
- 窓口にきた生活困窮者に対して支援メニューを紹介するなど支援員の補助を行う。
- 生活にお困りの方や孤立しがちな方など訪問や電話でやりとりをして困りごとを聞き取る。
- 必要な場合には専門機関、専門職につなぐ(コロナの状況等も踏まえながらサロンや通いの場等にもつなぐ)。

※ なお、地方負担分の1/4については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用することができます。

また、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を財源に、社会福祉法人やNPO法人等が失職者や地域住民などを様々な形で雇い入れ、研修を行ったうえで、「つながり推進員」として取り組み、地域の中で新たにつながりを構築していくための事業に活用できることが示されています。

「つながり推進員」には以下のような取り組みが期待されています。

- コミュニティソーシャルワーカー等と連携しながら、子ども食堂、通いの場、見守り支援等の実施が困難となっている実施団体等への再開支援を行う。
- ICT等を活用し、密集を控えた形での相談支援や訪問支援を行う。
- 訪問を通じた新たなつながり・参加の場づくりを行う。



厚生労働省 令和2年度第2次補正予算を活用した地域におけるつながりづくりの取組の推進について(情報提供)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000643023.pdf>

厚生労働省 令和2年度第2次補正予算における自立相談支援機関等の体制強化等の地方負担分にかかる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000643025.pdf>

制度・施策等の動向

厚生労働省「第178回社会保障審議会介護給付費分科会」(令和2年6月25日)

令和2年6月25日、「第178回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、令和3年度介護報酬改定に向けて、前回に引き続き、分野横断的なテーマについて検討が行われました。

今回は、①自立支援・重度化防止の推進、②介護人材の確保・介護現場の革新、③制度の安定性・持続可能性の確保をテーマに検討が行われ、以下の論点が示されました。

令和3年度介護報酬改定に向けた論点(令和2年6月25日)

＜自立支援・重度化防止の推進の論点＞

- 今後、高齢化が進展していく中で、介護保険制度の趣旨を踏まえ、高齢者の尊厳を保持しつつ、自立支援・重度化防止に向けた取組を更に進めていくことが求められる。
- 今後、各サービスの法令上の目的や認知症の人を含めた利用者のニーズ、価値判断等を踏まえつつ、介護サービスの質に関する評価をはじめ、自立支援・重度化防止に向けた取組を進めていく上で、どのような方策が考えられるか。
- 自立支援・重度化防止等を進めるためには、介護関連データを活用しながら取組を進めていくことが重要となるが、
 - ・ エビデンスに基づいた介護を実践しつつ、科学的に妥当性のある指標等を現場から収集・蓄積、分析し、分析の成果を現場にフィードバックして更なるエビデンスに基づいた介護の実践に繋げていく循環を創出し、現場・アカデミア等が一体となって科学的裏付けに基づく介護を推進する仕組みを形成していくことが重要であると考えられる
 - ・ 介護の場は高齢者等の生活の場でもあることから、生活の視点を重視し、社会参加の状況など生活の中での本人の状態や日中の過ごし方などの情報についても、データの収集・活用を検討することが重要であるとの指摘もあるが、どのような方策が考えられるか。
- 介護の質の評価に関して、各介護サービスや加算の特性、測定項目の信頼性等を踏まえつつ、リハビリテーション、口腔・栄養等を始め、各介護サービスの評価について、妥当性のある評価指標の在り方をどのように考えるか。
- プロセスの評価について、これまでリハビリテーション・機能訓練、口腔・栄養等の分野で進められてきているが、これらを含め、各介護サービスは、データ解析により得られるエビデンス等を利活用しながら、PDCAサイクルを回しつつ推進していくことでより効果的に実施することができると考えられるが、どのような方策が考えられるか。
- アウトカムの評価について、平成30年度介護報酬改定において通所介護にADL維持等加算を設けているが、平成30年度介護報酬改定の検証も踏まえながら、クリームスキミングにも留意しつつ、更なる取組としてどのような方策が考えられるか。
- リハビリテーション・機能訓練、口腔・栄養について、より効果的な自立支援・重度化防止に向けた取組としていくためには、各職種の役割分担の明確化を図りつつ、医療と介護、さらには介護サービス間の連携により、適時適切でより効果の高いサービス提供を実現するとともに、生活の視点も重視しながら、各分野が連携して取り組んでいくことが重要であると考えるが、どのような方策が考えられるか。

＜介護人材の確保・介護現場の革新の論点＞

- 今後も高齢化の進展による介護サービス需要の増大、現役世代の減少に伴う担い手不足が見込まれる中で、人材の確保・育成、職場への定着や、介護現場の生産性向上を図っていくことが求められる。
- 介護職員のやりがいの醸成や待遇改善、雇用管理面や職場環境の改善など引き続き総合的な人材確保の取組を進めていくことが求められるが、介護報酬や人員、運営基準等において、どのような方策が考えられるか。
- 介護ロボットについては、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告において、「幅広い活用に向けて、安全性の確保や介護職員の負担軽減・効率的な配置の観点も含めた効果実証や効果的な活用方法の検討を進めるべき」とされている。検証結果も踏まえつつ、その活用の推進に向けてどのような方策が考えられるか。
- 平成30年度介護報酬改定や、令和2年度診療報酬改定の動きを踏まえ、会議や研修等においてICT等を活用し、業務改善を図っていくことが考えられるが、どのような方策が考えられるか。
- 文書量の削減による負担軽減などに向け、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」における指摘も踏まえ、報酬請求文書をはじめとする文書の簡素化、標準化、ICT化等について、サービス横断的及び各サービス毎にどのような方策が可能か検討を進めていくこととしてはどうか。

<制度の安定性・持続可能性の確保の論点>

- 介護保険制度の安定性・持続可能性を確保する観点から、平成30年度介護報酬改定の審議報告等も踏まえ、どのような方策が考えられるか。
- 今後も、感染症や災害の発生時も含めサービスが安定的・継続的に提供されるようしていくことが必要であるが、介護報酬や人員、運営基準等において、どのような対応が考えられるか。

なお、全社協・地域福祉推進委員会では、令和3年度介護報酬改定に向けて、「市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」において、居宅サービス及び地域密着型サービスを中心に検討を進め、要望書をとりまとめることとしています。

厚生労働省 第178回社会保障審議会介護給付費分科会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12045.html

首相官邸「第9回全世代型社会保障検討会議」(令和2年6月25日)

令和2年6月25日、「第9回全世代型社会保障検討会議」が開催され、全世代型社会保障検討会議第2次中間報告(案)について議論が行われました。

第2次中間報告(案)では、昨年12月の中間報告以降、全世代型社会保障検討会議において検討したテーマについての検討結果が示されています。

この中で、「介護」については、①介護サービスにおけるテクノロジーの活用、②文書の簡素化・標準化・ICT等の活用、③介護サービスの効果を正確に測定するためのビッグデータの整備、④介護事業者の創意工夫を引き出す弹力的な取組の推進が今後の改革の方向性として示されています。

全世代型社会保障検討会議第2次中間報告(案)(令和2年6月25日)【一部抜粋】

第2章 昨年末以降の検討結果

2. 介護

介護分野の人手不足や今後の介護サービス需要の伸びに対応し、介護制度の持続可能性を確保するため、テクノロジーやデータを活用し、介護職員がケア業務に専念できる環境を整備する。その際、介護事業者に中小事業者が多いことを踏まえ、こうした事業者に対するテクノロジーや運営ノウハウの導入支援を強化する。

(1) 介護サービスにおけるテクノロジーの活用

現在、業務改善や見守りセンサー・ケア記録の電子化・インカム等の活用により、介護サービスの質を保つつゝ、より少ない人数で介護サービスを提供する先進施設が存在している。こうした先進事例の全国展開を進めるため、見守りセンサー・インカムの導入やWi-Fi工事等を地域医療介護総合確保基金の支援対象に追加するとともに、現場のニーズに応じて補助上限の引き上げを可能とする。

今後、更なる生産性向上を実現するためには、AIを活用したケアプラン作成の自動化など、もう一段のイノベーションが必要となるため、現場のニーズに合った機器の開発・実証を支援する。

さらに、テクノロジーの導入の効果をデータとして把握・分析し、エビデンスに基づき、不断に介護報酬や人員配置基準について見直しを図る。

(2) 文書の簡素化・標準化・ICT等の活用

介護職員が行政に提出する文書等の作成に要する時間を効率化し、利用者に対する介護サービスの提供に集中できるよう、行政に提出する文書の記載項目や添付書類の削減など文書の簡素化を進める。

また、自治体ごとに文書の様式等が異なり、文書作成の効率化やICT化を阻害していることを踏まえて、国が標準的な様式等を作成するとともに、行政文書の標準化に取り組む自治体に対し、介護インセンティブ交付金で評価する。

さらに、行政への文書提出をワンストップで効率的に行うことが出来るよう、事業所の指定に関する申請や事業所の介護報酬の請求に関する届出等の標準化と電子化の実現について、2020年度中に検討し、2021年度中の実現を目指す。

(3) 介護サービスの効果を正確に測定するためのビッグデータの整備

介護サービスの効果を正確に測定し、精緻なエビデンスに基づき介護報酬や必要な制度見直しの意思決定を行うことができるよう、介護分野のビッグデータの整備を進める。具体的には、ケアの内容や高齢者の状態等の情報を収集するシステム(CHASE)を本年度中に本格稼働するとともに、介護データベースと医療データベース(NDB)との連結を本年10月から実施する。また、エビデンスに基づき、標準的な介護サービス水準の在り方に関する検討を進める。

(4) 介護事業者の創意工夫を引き出す弹力的な取組の推進

介護事業者が利用者のニーズに沿って創意工夫を図ることが容易になるよう、利用者の自立度が改善した場合の加算について、エビデンスに基づき、2021年度介護報酬改定において必要な見直しを行うとともに、自立支援の成果に応じた介護事業者への支払いに取り組む市町村を介護インセンティブ交付金で評価する。

また、介護サービスと保険外サービスの組合せについて、本年中にルールの明確化を図る。

6. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた社会保障の新たな課題

(1) 感染拡大防止に配慮した医療・介護・福祉サービスの提供等

令和2年度第2次補正予算において拡充した新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等に基づき、感染拡大防止に配慮した医療・介護・福祉の提供体制の整備等を推進する。

具体的には、医療分野では、重点医療機関(新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医

療機関)等への病床確保料の補助や設備整備への支援、医療従事者等への慰労金の支給、医療用マスク・ガウン・手袋といった個人防護具(PPE)等の医療用物資の確保と医療機関等への配布、医療機関・薬局等の感染拡大防止等のための支援、経営が厳しい医療法人や個人診療所に対する持続化給付金による支援等を行う。

介護・福祉分野では、感染症対策を徹底したサービス等の提供をするために必要な経費への支援、介護・障害福祉サービス事業所の職員への慰労金の支給、サービス利用の再開支援等を行う。

また、オンライン診療やオンライン面会等の非接触サービス提供を促進するため、介護施設や医療機関等におけるタブレットやWi-Fi等の導入支援を強化するほか、今後の感染症対応力の強化に向けた取組を強力に進める。

さらに、「通いの場」の活動自粛等により、高齢者の外出・運動や社会的交流の機会が減少していることを踏まえ、屋外におけるプログラムや、通いの場に通うことができない高齢者への訪問型の支援など感染防止に配慮した支援の提供を進める。

(3)生活不安・ストレスを背景とする諸問題への対応

感染症への対応の長期化に伴い、生活不安やストレスを背景とする、自殺者の増加、児童虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害等が懸念される。このため、電話・SNSの活用等による相談体制の強化やこころのケアの充実を進めるとともに、子ども食堂・子供への宅食などの民間団体等を活用した子供の見守り支援等を強化する。

(5)エビデンスに基づく予防・健康づくりの促進

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、エビデンスに基づく予防・健康づくりを促進するため、実証事業を通じて予防・健康づくりのエビデンスを確認・蓄積し、効果が確認された予防・健康づくりを促進する。また、保険者や事業主による予防・健康づくりの基盤として、事業主から保険者に健診データを提供する法的仕組みを整備する。さらに、かかりつけ医等が患者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へつなげる、いわゆる社会的処方についてモデル事業を実施し、制度化にあたっての課題を検討する。

(6)国民不安への寄り添い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、健康面・経済面の不安を抱く方が増えることが懸念される中で、全世代型社会保障への改革を補完する取組として、国民の不安への寄り添いが重要である。

地域の医師不足への不安に対応するため、住民の心身の健康だけでなく暮らしを支える総合診療医の育成や、へき地等における研修の充実を図るとともに、へき地等におけるオンライン診療・服薬指導の活用等を促進する。また、独居・孤独死への不安に対応するため、ICTの活用も含めた地域における見守り支援の充実や養護老人ホームの活用等を図る。さらに、地域の消滅・崩壊への不安に対応するため、地域おこし協力隊による人材支援、地域における5G環境の整備、条件不利地域対策の強化等を進める。

首相官邸 第9回全世代型社会保障検討会議

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/zensedai_gata_shakaihoshou/dai9/siryou.html

首相官邸 総理の一日(令和2年6月25日) 全世代型社会保障検討会議

http://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202006/25zensedai.html

情報提供・ご案内

中央共同募金会「『赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援 全国キャンペーン』への寄付が財務省の「指定寄附金」として全額損金算入が可能に」(令和2年6月19日)

令和2年6月19日、中央共同募金会が実施する「支える人を支えよう!赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援 全国キャンペーン」への寄付が、財務省の「指定寄附金」となりました。

これによって、財務省が指定する「令和2年6月19日～令和3年1月31日」の期間に、同キャンペーンに寄付した場合、法人税の優遇措置として「全額損金算入」の対象となります(法人税法第37条第3項第2号)。これに伴い、寄付受付も1月末まで延長しています。

◆ 「指定寄附金」とは?

緊急性や公益性が高いとして、財務省が特に指定した寄付金について、「全額損金算入」という法人税法上格段の優遇措置が適用されます。

今回の全国キャンペーンのほか、毎年10月～の共同募金も指定寄附金の1つです。

◆ 【法人寄付の場合】「全額損金算入」と「特別損金算入」の違い

一般的な寄附金については、法人の資本金と所得金額によって計算される損金算入限度額があり、その限度額の範囲内でしか損金算入できません。

しかし、「指定寄附金」の場合は、損金算入限度額が無く、その寄付金の全額が損金算入されます。

一方、特別損金算入(特定公益増進法人への寄付)の場合は、特別損金算入限度額=(資本金×0.375%+所得金額×6.25%)×0.5となり、限度額を超えた分は一般の寄付金額に含めます。

※ いずれも税務署に申告する際、領収書が必要です。

◆ 【個人寄付の場合】所得控除と税額控除の違い

- ・ 所得税率 20%の方が年間1万円のご寄付を行う場合

＜所得控除＞

$(10,000円 - 2,000円) \times 20\% = 1,600円$ (還付額としてお手元に戻る額)

＜税額控除＞

$(10,000円 - 2,000円) \times 40\% = 3,200円$ (還付額としてお手元に戻る額)

※ いずれも領収書と確定申告が必要で、還付額には上限があります。

中央共同募金会 財務省の「指定寄附金」として全額損金算入が可能に

<https://www.akaihane.or.jp/news/bokin/12836/>